

商店街あつまる・つながる拠点づくり支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、商店街あつまる・つながる拠点づくり支援事業補助金交付要綱（以下、要綱という。）に基づく補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 要綱第1条に規定する「空き店舗等」とは、民有の空き店舗及びコミュニティ施設等設置のために民有地に新たに建設する建物とする。

2 要綱第2条第2項に規定する「商業活動等が行われていないもの」には、一時的に物置や車庫として使用している店舗を含む。

3 要綱第3条第1項第4号に規定する「平均週5日以上」とは、1カ月につき20日以上とする。ただし、午後5時以降のみの開店は不可とする。

4 要綱第5条に規定する「補助対象経費」とは、空き店舗等の工事等（改装工事を含み、建設又は賃借後最初に行うものに限る。）に係る費用で市長が適当と認めるもの（以下「工事費等」という。）で、内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りなどの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事）、設備工事（空調・電気・ガス・水道の配線、配管、給排水などの工事）及び建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）や器具・備品（テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等）、その他工事にかかる経費（設計費、官公庁への申請費用等）とする。

(補助金の交付対象)

第3条 要綱第2条第1項に規定する「商店街等」とは、別表に定めるものとする。

2 要綱第2条第1項に規定する「商店街等」のうち、ビル等のテナント組合等については、その構成員及び売り場面積の中小小売商業者の占める割合が、いずれも3分の2未満の場合は、補助事業の対象としない。

(暴力団等との密接関係者)

第4条 要綱第4条第2項第3号に規定する者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 暴力団員が事業主又は役員となっている者。

(2) 実質的に暴力団員がその運営に関与している者。

(3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者。

(5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者。

(6) 自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用した者。

(7) 役員等が、暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的

に非難されるべき関係を有している者。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、第2条第4項に規定する「工事費等」（消費税及び地方消費税を除く）とする。

2 工事の施工（設計を含む）については、市内の事業者が発注したものに限り補助の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

（1）既存の設備等の修繕や改修で他の事業者では対応できない場合

（2）特殊な技術や経験、知識を要するなどにより市内の事業者では対応できない場合

（3）市外の企業からしか調達できない備品等の購入

（4）その他、工事や業務の性質上、特定事業者が発注せざるを得ないと市長が認める場合

3 前項各号に該当する場合は、市内企業に工事等が発注できない理由書（第1号様式の2）を補助金交付申請時に提出するものとする。

（協議について）

第6条 補助事業を行おうとするものは、要綱第6条に規定する「協議」にかかる市の指導に従わなくてはならない。

（事業計画書の提出時期）

第7条 事業計画書（事業内容がわかるもの）の提出時期は、賃貸借契約前かつ工事の着手までに審査期間が確保できる時期までとする。ただし、賃貸借契約後であっても、工事の着手までに審査期間が確保できる場合は、事業計画書の提出ができるものとする。

（選考について）

第8条 市長は、商店街あつまる・つながる拠点づくり支援事業を実施するにあたり、補助事業者の選考を行うものとする。選考にあたっては、外部有識者等の専門家の意見を参考にするものとする。

2 市長は、審査結果を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請について）

第9条 前条の選考の結果、採択となり、要綱第7条に規定する交付申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、速やかに補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。なお、空き店舗等の賃借を行う場合の補助金交付申請書の提出時期は、当該空き店舗等の賃貸借契約後とする。

2 要綱第7条に規定する「市長が必要と認める書類」とは、次のとおりとする。

（1）法人履歴事項全部証明書の写し及び暴力団排除に関する誓約書兼役員一覧

- (2) 賃貸借契約書の写し
 - (3) 改装費の見積書の写し等所要金額が分かる根拠書類、工事図面及び工事工程表
ただし、見積金額が20万円以上の場合は3社以上の見積書の写しを徴収し添付するものとする。
 - (4) 営業曜日及び時間が分かる販促物等
- 2 補助期間の終期が年度を超える補助事業については、補助事業の残存期間かつ補助限度額の範囲内で申請することができる。

(補助金の交付決定通知)

第10条 前条に規定する決定の通知は、補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(補助対象事業の変更又は中止)

- 第11条 要綱第10条に規定する「補助事業者」は、原則として、交付決定を受けた内容の範囲内で補助対象事業を行い、事業計画書記載の開業予定日の翌日から起算して3カ月以内に来街者が施設等を利用できる状態にするものとする。
- 2 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更し、又は当該補助金交付決定後3年以内に市長が認める正当な理由なく中止しようとするときは、あらかじめ補助金交付変更（中止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。
- 3 市長は前項にする申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付変更（中止）承認通知書（第4号様式）により申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付決定取消し)

第12条 要綱第14条第2項に規定する取消しの通知は、交付決定取消通知書（第5号様式）によるものとする。

(補助金の返還)

- 第13条 要綱第15条第1項に規定する返還の命令は、交付決定取消通知書兼返還命令書（第6号様式）によるものとする。
- 2 補助金返還額の百円未満の端数は切り捨てるものとする。

(実績報告)

- 第14条 要綱第10条に規定する実績報告は、補助金実績報告書（第7号様式）によるものとする。
- 2 要綱第10条に規定する「市長が必要と認める書類」は、次のとおりとする。
- (1) 工事着工前及び工事完了後の写真
 - (2) 工事完了届の写し
 - (3) 工事代金支払いの事実を確認できる書類（領収書、振込伝票、通帳の写し等）

(補助金の交付額の確定について)

第15条 要綱第11条に規定する確定の通知は、補助金確定通知書（第8号様式）によるものとする。

2 補助金額の百円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の請求について)

第16条 補助金の支払いを受けようとするときは、要綱第11条に規定する補助金の交付額の確定後に、市指定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、要綱第12条第3項の規定により、概算払を受ける場合は、概算払請求書（第9号様式）を提出しなければならない。

(事業の実施状況等の報告)

第17条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から3年間、各年度の事業の実施状況を事業実施状況報告書（第10号様式）により、各年度終了後30日以内に提出しなければならない。

2 前項による事業実施状況報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 月毎の売上高や経費等が分かる書類又は直近の決算書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(関係書類等の保管)

第18条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、会計帳票類を備え、要綱第16条第2項に規定する期間中は、当該帳票類及び証拠書類を保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要領に定めのないものは北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）に準じ、その都度産業経済局長が定めるものとする。

付 則

この要領は、令和8年7月3日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

門司区	門司港栄町商店街振興組合
	栈橋通りレトロ協同組合
	協同組合門司商業会
	栄町川端通り商店街
	門司中央市場商業協同組合
	祇園商店街協同組合
	東門司商店街協同組合
	柳町商店会
	中大門みずき通り1、2、3商店会
	中大門みずき通り商店会4、5
	柳市場協同組合
	門司駅前大和商店街協同組合
	協同組合大里商栄会
	協同組合松ヶ江ショッピングセンター
	協同組合大里商店連合会
	エキチカ商店街組合
小倉北区	魚町商店街振興組合
	魚町サンロード商店街
	魚町一丁目商店街振興組合
	魚町ルネッサンス通り商店街組合
	小倉魚町二番街協同組合
	小倉中央銀座商店街協同組合
	小倉駅前商店街協同組合
	京町駅前商店街振興組合
	京町銀天街協同組合
	みかげ通りの会
	魚町グリーンロード協同組合
	旦過市場商店街
	北九州市小倉旦過商業協同組合
	協同組合鳥町共栄会
	米町商店街
	京町二丁目商店街
	室町地区活性化自治連絡協議会商業部
	黄金商店街協同組合
	黄金通り商店街
	こがねサンシール会
	黄金地区商店連合会
	白銀商店街

小倉北区	木町市場
	日明商店街協同組合 日明ショッピングセンター
	小倉中央商業連合会
小倉南区	きくわか通り商店組合
	徳力ショッピングタウン
	徳力団地商店街組合
	下曽根東商店会
	志徳団地商店街
	小倉南区商店連合会
若松区	本町商店街振興組合（ウェル商店街）
	若松本町銀座商店街振興組合（エスト本町商店街）
	明治町商店街振興組合
	五平太商店街組合
	協同組合中央ショッパーズ ウイングプラザ
	二島商業組合
	若松商店街連合会
八幡東区	八幡中央区商店街協同組合
	八幡祇園町銀天街協同組合
	親和通り商店街
	新神田市場
	枝光本町アーケード商店街
	枝光中央商店街
	白川本町商店組合
	枝光本町商店組合連合会
	八幡東区大蔵商店組合連合会
	荒生田商店街協同組合（リバーサイド荒生田）
	筑豊商店街組合
	ゑびす市場
八幡西区	黒崎名店街協同組合
	黒崎一番街協同組合
	黒崎駅前新天街協同組合
	寿通り商店街
	千日名店街
	熊手銀天街協同組合
	黒崎栄町商店街協同組合
	三ヶ森商店街振興組合
	木屋瀬商工連盟
	萩原・青山商店街協同組合
	協同組合折尾商連

八幡西区	黒崎商店組合連合会
	相生商店連盟協同組合
	八幡商店組合連合会
戸畑区	戸畑中本町商店街協同組合
	沖台ショッピング市場
	銀天市場
	三六商店街
	工大前商店街組合
	浅生ファイン通り組合
	天神商店街振興組合